

新潟市建設コンサルタント業務一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市が建設コンサルタント業務を発注するにあたり、入札及び契約の透明性及び競争性、及び成果品の品質をより一層確保するため、あらかじめ定められた一般競争入札への参加に必要な資格を有するものにより一般競争入札を行わせる方式（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱により制限付き一般競争入札の対象とする建設コンサルタント業務（以下「対象業務」という。）は、設計額が概ね1千万円以上の建設コンサルタント業務で、委託の性格等に照らし、制限付き一般競争入札によることが適当と認めるもの

(入札参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加することができるものに必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 本市の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の当該業種に登載されているものであること。
- (3) 対象業務を履行しうる技術者を配置できるものであること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないものであること。
- (5) 対象業務と同種又は類似の建設コンサルタント業務の元請けとしての履行実績を有するものであること。ただし、業務規模、内容などが特別な場合、参加資格とする実績については、その都度決定するものとする。
- (6) 当該案件について従前に無効とした入札があった場合、これに関して嚴重注意を受けていないものであること。
- (7) 新潟市電子入札システムを利用して入札に参加できる者であり、市との連絡が電子メールで行うことができるもの。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないもの
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する
もの
(9) 前各号に掲げるもののほか、対象業務ごとに特に必要と認める要件を
満たすものであること。

(公告)

第4条 制限付き一般競争入札の公告は、規則第8条の規定に基づき、入札
公告(別記様式第1号)により公告し、新潟市電子入札システムを活用し
て、新潟市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加申請及び入札参加資格審査書類の準備)

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとするものは、公告に定める期
限までに、電子入札システムにより一般競争入札参加申請を市長に対して
行わなければならない。

2 前項の入札参加申請をしたものは、開札日までに次に掲げる入札参加資
格審査書類を用意しておかななければならない。

- (1) 履行実績調書(別記様式第3号)
- (2) 配置技術者調書(別記様式第4号)
技術者の資格を証明出来る書類の写しを添付すること。
- (3) 建設コンサルタントの登録を証明出来る書類の写し
- (4) 第3条第8号に該当しない旨の誓約書(別記様式第7号)
- (5) その他別に指定する書類

3 入札参加申請者は、第6条第2項に規定する開札結果の公表までは、非公
開とする。

(入札及び開札)

第6条 入札は、入札公告に示す期間、電子入札システムで受け付け、入札
公告に示す日時、場所で開札するものとする。開札においては、落札を保
留し、予定価格の範囲内で最低価格入札者(最低制限価格を設けた場合は
最低制限価格を下回る入札者を除く)を落札候補者として、開札を終了す
るものとする。

2 開札結果は、速やかに公開することとする。

(入札参加資格審査書類の提出)

第7条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌
日(休日を含まない。)までに、第5条第2項で規定した入札参加資格審
査書類及び入札参加資格審査書類の提出について(別記様式第5号)を持
参または電子メールにより提出しなければならない。

2 落札候補者が、前項の規定による提出期限内に入札参加資格審査書類を
提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う
指示に従わないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第8条 市長は、落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格
を有していると認めた場合は、落札者として決定し、その旨を入札参加資格審査

結果通知書（別記様式第6号）により落札者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。

- 2 第1項の審査において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者を失格とし、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により理由を付して、当該落札候補者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、第6条第1項の入札の次順位者を新たな落札候補者として通知し、入札参加資格の審査を行うものとする。この規定は落札候補者が入札参加資格を有していると認められるまで順次行うものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が、第3条第1項各号に示すいずれかの入札参加資格を満たさなくなったとき（同条同項第4号については、「入札執行日までの間」を「落札決定までの間」と読みかえるものとする。）は、当該落札候補者を失格とする。
- 5 第1項の審査は、入札書、内訳書、第7条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 6 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査書類が提出された翌日から起算して原則として4日（休日を含まない。）以内に行うものとする。

（入札参加資格の喪失）

第8条の2 前条第1項の規定により、落札者として決定し、通知を受けた者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消し、その旨を対象者に通知するものとする。

（業務概要、設計書及び図面等）

第9条 対象業務の業務概要、設計書、図面等（以下「設計図書」という。）は、公告した日から新潟市ホームページ及び契約課で閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加申請者は、新潟市ホームページより設計図書をダウンロードして、入札額を見積もるものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、入札公告で別途指定のあるものはこの限りでない。

（入札執行の中止）

第10条 市長は、規則第19条の規定に定めるもののほか、対象業務の入札参加申請者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することができる。

（内訳書の提出）

第11条 市長は、入札参加申請者に対し、必要に応じ入札が執行される際に入札書に記載される金額に対応した内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）の提出を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

年 月 日

新潟市長

案件番号			
工事（委託）番号			
工事（委託）名			
工事（委託）場所			
履行期限／履行日数			
発注部署		工事担当課	
公表日			
入札方式		入札区分	
工（業）種		種目	
予定価格（円：税抜き）			
最低制限価格			
契約条項を示す場所			
申請申込締切日時			
申込提出場所			
仕様書等配布日時			
仕様書等配布場所			
質疑書提出締切日時			
電子入札締切日時			
入開札予定日時			
入開札予定場所			
前払金		部分払	
入札保証金		請負業者賠償責任保険	
契約締結について議会の議決を要するための仮契約		現場説明	
単体又は特定共同企業体			
特定建設業			
特定共同企業体の場合の条件		構成員数	最小出資率
格付又は評点			
営業拠点			
実績要件			
工事概要			
備考			

履行実績調書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者
(電話番号)

対象業務 (委託番号・委託名)

上記業務委託の入札公告に記載の参加要件を満たす履行実績は下記のとおりです。
記

1	委託名	
	発注機関名	
	契約金額	千円
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／特定・経常共同企業体 (出資比率 %)
	業務概要	
2	委託名	
	発注機関名	
	契約金額	千円
	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／特定・経常共同企業体 (出資比率 %)
	業務概要	

注意事項

- 1 公告日以前に履行した委託（元請に限る）のうち、同種又は類似業務の代表的なもので履行年月日の新しいもの1件以上を記入してください。
(新潟市発注の場合は、契約年度、委託番号も記載願います。)
- 2 添付書類については、一般競争入札共通公告別表1に基づき提出して下さい。

配 置 技 術 者 調 書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担 当 者
(電話番号)

対象業務 (委託番号・委託名)

配置する技術者の資格及び業務経験は下記のとおりです。

記

		管理（主任）技術者	照査技術者	担当技術者
氏名				
生年月日				
最終学歴				
資格				
委託概要	委託番号			
	委託名			
	委託場所			
	発注者名			
	請負金額			
	履行期間			
	業務内容			

注 技術者の資格を証明出来る書類の写しを添付すること。
照査技術者を置く場合は、記入して下さい。
担当技術者を複数名置く場合は、人数分の用紙をつけて下さい。

入札参加資格審査書類の提出について

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

担当者
(電話番号)

入札公告に示された入札参加資格審査書類を下記のとおり提出します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 委託番号, 委託名
- 3 入札参加資格審査書類
 - (1) 履行実績調書及び添付書類
一般競争入札共通公告により提出してください。
 - (2) 配置技術者調書及び添付書類
技術者の資格を証明出来る書類の写しを添付してください。
 - (3) 建設コンサルタントの登録を証明出来る書類の写し
 - (4) その他別に指定する書類

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

新潟市長

下記工事に係る入札参加資格の審査結果について、次のとおり通知します。

記

公告日	年 月 日		
工事番号 工事名			
審査結果 該当する方に○がついています。	○	資格あり	落札者として決定したので 契約（仮契約）手続を願います。
		資格なし	理由

(注) 入札参加資格がないとされた場合、説明を求めることができます。説明を求める場合は、
年 月 日までに財務部契約課へその旨を記載した書類を持参して、提出してください。

問合せ先

新潟市財務部契約課工事契約係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-228-1000（代表） F A X 025-225-3500

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

新潟市長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・^(ふりがな)氏名

当社（私）は、新潟市と工事（業務委託）契約を締結し、その債務を履行するに際し次の事項を誓約いたします。

1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、契約締結から履行完了まで次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟市に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めるとともに、その事実を公表されても異存ありません。

- (1) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1（1）～（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (2) 自社が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、新潟市が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。